

平成29年
6月
適用

三酸化二アンチモン等が特定化学物質障害予防規則（特化則）の特別管理物質に追加されました。

これに伴い、特化則第38条の3の作業場内掲示の対象となりました。

参考資料：基発0519第6号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について

特定化学物質関係標識

法令の改正等により予告なく内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

■サイズ/450×600×1mm ■材質/硬質エンビ ■仕様/表印刷・両面シートテープ6枚付

価格 ¥2,500

三酸化二アンチモン等

O₃Sb₂

応急措置	保護具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
<ul style="list-style-type: none"> ○飲み込んだ場合——口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。 ○目に入った場合——水を数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外すこと。その後も洗浄を続けること。目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。 ○皮膚に付着した場合——多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。 ○吸入した場合——気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な呼吸器保護具を着用すること。 ○適切な保護手袋を着用すること。 ○適切な眼の保護具を着用すること。 ○適切な保護衣を着用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○冷所、換気の良い場所で保管すること。 ○容器を密閉して保管すること。 ○施錠して保管すること。 ○取扱い <ul style="list-style-type: none"> ○使用前に使用説明書を入力すること。 ○すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ○この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ○取扱い後はよく手を洗うこと。 ○眼に入れないこと。 ○粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ○飲み込みを避けること。 ○皮膚との接触を避けること。 ○排気用の換気を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲み込むと有害のおそれ。 ○眼刺激。 ○発がんのおそれ。 ○生殖能又は胎児への悪影響のおそれ。 ○呼吸器の障害のおそれ。 ○心臓の障害。 ○長期又は反復ばく露による呼吸器の障害。

特38-333

035333

特38-333

※標識の内容は、厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」三酸化二アンチモン（CAS No.1309-64-4）のSDS内容をもとに作成しております。作業場でお持ちのSDSの内容をもとにした標識も特注にて承ります。その際はSDSのご提示、及びSDSの抜粋箇所のご指示をお願いいたします。

 株式会社 日本緑十字社

URL: <http://www.jgc-inc.co.jp/>